

「第22回旧RD最終処分場問題連絡協議会」の概要

日時：平成29年11月24日(金曜日) 19:00～21:15

場所：栗東市コミュニティセンター治田東大会議室

出席者：(滋賀県) 高砂琵琶湖環境部長、中村審議員、東村最終処分場特別対策室長、谷口室長補佐、藤原主幹、伊香主幹、石田副主幹、金崎主任技師、井上主任技師、山本主事

※コンサル5名

※二次対策工事業者2名

(栗東市) 高岡環境経済部長、木村環境政策課長、殿村課長補佐、矢間主査

(自治会) 赤坂、小野、上向、日吉が丘、栗東ニューハイツの各自自治会から計11名(北尾団地：欠席)

(県議会議員) なし

(市議会議員) 3名

(傍聴) 3名

(報道機関) なし

(出席者数 38名)

司会： 皆さん、こんばんは。定刻になりましたので、ただいまから第22回旧RD最終処分場問題連絡協議会を始めさせていただきます。

それでは、開催に当たりまして、滋賀県琵琶湖環境部長の高砂から御挨拶を申し上げます。

部長： 皆さん、こんばんは。琵琶湖環境部長の高砂でございます。夜分お疲れのところ、また、皆様、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。今年度3回目の連絡協議会の開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

旧RDエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画の変更につきまして、手続きを進めさせていただいておりまして、現在、栗東市や環境審議会、県議会の常任委員会への説明や手続きを終えまして、去る10月24日に国、環境省になりますけれども、実施計画変更に係ります協議書を提出させていただいております。年内にもその協議書に対しまして、国、環境大臣の同意がいただけるものと見込んでおります。同意がいただけましたら、工事情報等を通じて、お知らせをさせていただきたいと考えております。

本日でございますが、お手元の次第でお示しをさせていただいておりますけれども、大きな項目として、3点ございます。まず、本年度の第2

回モニタリング結果について御報告をさせていただきます。今回も観測値に大きな変動といったようなものは見られませんでしたけれども、一部の調査地点で、環境基準を下回っておりますものの、上昇傾向にある項目が見受けられますので、これらの地点につきましては注意深く動向を見ていきたいと考えてございます。

次に、2点目でございますけれども、工事等の状況について御報告をさせていただきます。B、C、E工区の掘削の状況や出てまいりました特異な廃棄物につきまして、御報告をさせていただきます。また、H区画では全旋回オールケーシング工法によりまして、有害物の掘削を行いました。10月17日に現地見学会を開催させていただきました。住民の皆様にも施工状況を確認いただいたものでございます。その際ですけれども、埋め戻し予定の選別土を場内に仮置きをしておりますが、その仮置土の切り下げ等につきまして、御要望を賜りました。仮置土につきましては、一定の切り下げを行いますとともに、関係自治会長にその旨御説明をさせていただいたところでございます。今後、仮置土の埋め戻しを可能な限り進めるなど、対応を検討いたしまして、御理解をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

最後に3点目でございますけれども、工事の施工方法について御報告をさせていただきます。B工区で行いましたボーリング調査の結果、側面部の遮水工事につきまして、鉛直遮水工にて施工をいたしますこと、また、有害物掘削除去の矢板設置区画につきまして、小さな区画をひとまとめにしまして、大きな区画で施工をさせていただくことを御説明させていただきます。これからも引き続きまして、常に皆様とは情報を共有させていただき、またしっかりと協議等をさせていただき、着実に二次対策工事を進めてまいりたいと考えています。今後も引き続きまして御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

司会： 本日司会を担当させていただきます滋賀県最終処分場特別対策室の伊香と申します。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、議事に入ります前に、予めお断りをさせていただきます。

この会議は旧RD最終処分場問題に係わる周辺6自治会の皆様と県、市の意見交換の場でございますので、傍聴の方からの御発言はお受けしないことといたしております。また、会場の使用時間の関係がございまして最長で21時30分、9時半までとさせていただきます。以上、よろしくお願ひいたします。

次に、お配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、次第と、資料1としまして「前回の開催結果について」という表裏1枚のものをとじたものがあります。

それから、資料2としまして、「平成29年度第2回モニタリング調査結

果について」という27ページのものがあります。これにつきましては、本日受付で、差しかえのページとして1枚、表裏のものをお配りさせていただきました。それから、資料3としまして、「工事等の進捗状況について」です。前半はスライドが2段になったもの、後半が適合確認分析の結果の表で、20ページのものであります。それから資料4「工事の施工方法について」がございまして、スライドが2段の4ページのものであります。

以上でございます。資料が足りない方はいらっしゃいませんか。会議の途中でもお気づきになられましたら、お知らせをお願いします。

前方のスクリーンでも同じ資料をお示ししながら説明をさせていただきますので、適宜お手元の資料とスクリーンをご覧ください。

それでは、議事に入らせていただきます。まず、議事1「前回の開催結果について」説明をいたします。

室長補佐：谷口と申します。よろしく申し上げます。では、資料1の説明をさせていただきます。

お手元の資料1でございますが、第21回連絡協議会の開催結果として、主な質疑について記載しております。この中で今回の協議会に関連する質疑と回答について抜粋して説明させていただきます。

2点ございます。「2-2. H26-S2(2)およびH24-4のダイオキシン類の測定結果について」という項目がございます。その項目の2つ目の◇です。「内部精度管理試験において、必要な基準を満たさなかったことは今までなかったのか。また、分析に失敗したのでは。」という御質問に対しまして、「今まで基準を満たさなかったことはありません。今回の基準を満たさない原因が、採取から分析までの間の操作にあるのか、採取した水自体にあるのかは特定できませんでした。次回調査でこの2箇所の井戸については、再検査用の試料を採取しておき、回収率が基準を満たさない場合は再検査を行いたい。」と回答しております。

今回の2箇所の井戸のダイオキシン類の測定結果につきましては、資料2で説明させていただきます。

次に、2点目になりますけれども、「4.工事の施工方法について」という項目がございます。「鉛直遮水工はどのくらい延びたのか。」という御質問に対しまして、「当初の位置から20mぐらい延びた。」と回答しております。関連する話としまして、資料4「工事の施工方法について」の①「B工区の側面遮水工と鉛直遮水工の施工方法について」で改めて説明をさせていただく予定としております。資料1の説明につきましては以上になります。

司会： ただいまの「前回の開催結果」の説明につきまして、御質問や御意見等ございましたらお願いします。

住民：特に質問でもないんですが、省略されるのは何ですか。これだけあるのに、パッと省略されてますよね。それはなぜですか。この前もそうやったと思うんですけども。大分、たくさんの内容でしたから、ここで書いていたことは一通りぱっと読んでもうたらどうかなと思うんですけども。

室長補佐：わかりました。すみません。それでは、抜かさせてもらったところを説明させていただいてよろしいですか。それでは、資料1のところ戻らせてもらいまして。

住民：何で省略されるんかっていうようなところを聞いたかったんですけど。

室長補佐：今日の説明内容に関係するところをここで述べさせていただいて、というつもりでしたものですから。

住民：何か言わはったですね。

室長補佐：そういう話でございます。特に何か意図があったわけではなくて。

住民：前回もそうやったんですけど。

室長補佐：前回もそういった話をさせていただいて、抜粋して説明させていただいた次第で・・・。

住民：今回と関係なくてもやっぱり前回決まったこと、こんなふうに決まりましたというのは、わかったほうがいいかなと思ったんですけど。皆さんどう思われるかわかりませんが、私はそう思いました。前回議題としてあったことはこんなことでしたということはわかったほうがいいんじゃないかなと思ったんで。だから、今回関係あることだけここで説明しますというよりもそのほうがいいんじゃないかなと。

室長補佐：わかりました。それでは、今から残っている部分を説明させていただいてよろしいでしょうか。

資料1をもう一度、省略させていただいたところを説明させていただきます。資料1の1番目のところですね。主な質疑からでございます。

「前回の開催結果の確認について」ということで、資料1につきましては質問がございませんでした。その下、「2-1.平成29年度第1回モニタリング調査結果について」も質問はございませんでした。2-2の一つ目です。

「ダイオキシン類の測定フローに基づく処理を行うことにより、ダイオ

キシソ類が損失したり、濃度が高くなったりするとの説明を受けたが、濃度が高くなるということはどういうことか。」という御質問がございました。それに対しまして、「ダイオキシソ類を濃縮するために、一旦、固体に吸着させ、その後、もとの試料より少ない量の液体に溶かしますが、その液体の量に変動があれば、もとより濃度が高くなる場合もある。」と回答しております。

続いて、「3.工事等の進捗状況について」でございます。「底面遮水工の構造でセメント改良土の間にベントナイト改良土を挟んでいる目的は何か。」という御質問に対しまして、「ベントナイト改良土は水を含むと膨らむ性質があり、万が一、セメント改良土を抜けて水が浸透した場合にベントナイトが水を含んで膨らみその穴をふさいでくれる効果があり、施工業者の提案で行っている。」と回答しております。

続いて、2つ目の◇です。「B工区の黒色物質は有害なものか。また仮に処分場に今回県が採取した試料が出た場合の対応は。」という御質問がございました。これに対しまして、「この物質、硫化鉄の安全性は、物質安全性データシート（MSDS）で確認したが問題ない。また、処分場で硫化水素が発生した場合は事業者に対策をするよう県から指導はしますが、硫化鉄については、何らかの処理をなさないとはいならない。」と回答しております。

めくっていただきまして、3つ目の◇です。「黒色物質についての梶山委員の見解では、「硫化鉄の「黒色」が全体の10～18%程度で、写真のように真っ黒で、一見均一な外観を示すものか、若干疑問があります。」とあり、硫化鉄以外にも何か原因があるかもしれないとする見解ではないのか。」という御質問がございました。それに対しまして、「今回分析した試料について、残りの90%が分からないとのことではなく、「結論として硫化鉄が含まれると推定されるが、大部分が水酸化第2鉄とケイ酸塩等の他の物質である。」との見解である。」と回答しております。

「4.工事の施工方法について」につきましては先ほど説明させていただきましたので、割愛させていただきます。資料1につきましては以上です。よろしく申し上げます。

住民： 黒色物質について、この書き方がまるっきり有害物質がありませんよという書き方、わからないというような、わからないというふうに書いてないんで。それおかしいですね。わからないんですよ。資料に「残り90%がわからないとのことではなく」、何か有害物質がありませんよというふうに決めつけているというか。そこはちょっと問題やと思います。この文章自体を変えていただきたい。わからない。ないのよ、全部。

審議員（滋賀県）： すみません。そこに関してですけれど、ここの質疑ですね、ちょっと言葉が足りないとすれば、3枚写真がありましたよね。私ども

が撮った写真と〇〇さんが撮った写真、それからペットボトルに採っておられた写真。3枚ありましたでしょう。そのうち、ここでお話しているのは、私どもが採った、あの黒色物質についてはこうでしたということで、その言葉が足りないんですよ。

住民：それは足りないですよ。

審議員：我々が採って、分析したものについては、あの黒色物質は硫化鉄でした。残りの9割は水酸化鉄なり、ケイ酸塩です。これはアドバイザーの先生方に確認しておりますので、これについては間違いない。少し言葉が足りないのは事実です。〇〇さんがおっしゃっているのは、〇〇さんが採られたものの中に、これは分析していないわけですので、不確定な要素があるということについてはそのとおりだと思いますので、「我々が採ったものについてはこうでした。」という言葉は足す必要性があると思います。

住民：足してください。

住民： 僕は、このところ気になっていて、言おうかどうか迷っていたんだけど、〇〇さんがそういうふうに言われたんで言葉足しですけども。この結果が「県側はこう答えました。」でいつも終わるんでね、これは何とかしてもらえないかな。もう少し客観的に書いてもらうことはできないだろうか。つまり、このときにも、こういうふうに確かに県側が言ったんだけど、違法操業を行われた処分場でこういうものが出たという事実であるということ踏まえて、今後県も対応してもらいたいという意見があったと。これは私が言ったんで間違いないと思うんです。その部分が抜けているんでね。つまり、県側がこういうふうに返答しました。そのあと、住民側が何か言ったとしても、それはもうカットされちゃってて、いつも県はこう対応した、こう対応したっていう形で終わってしまっているんで、今後もし改善していただけるならば、聞いておいてもらいたいなと思います。以上です。

司会：今の御意見について何か。

室長： ありがとうございます。この資料はそういった趣旨で作らせていただいたものはなかったのですが、先生がおっしゃるように次回からそのように改めさせていただきます。

司会： ただいまの議事1につきまして、ほかに御意見ございますでしょうか。よろしければ、次の議事2へ移らせていただきます。「平成29年度第2

回モニタリング調査結果について」、説明がございました。

主任技師：滋賀県の井上です。よろしくお願ひします。資料2「平成29年度第2回モニタリング調査結果について」というA4の横長の資料と、本日配付しました差し換え版のA4、1枚のものを御用意ください。まず、調査地点についてですけれども、今回の調査地点については特に変更はございません。次回の調査から浸透水の調査地点を少し変更させていただきます。B工区の揚水ピットが完成して、採水が可能になりました。今、浸透水についてはNo.3揚水井戸で採水しているんですけども、これに加えて、B工区の揚水ピットを調査地点に加えて、浸透水の調査地点を2地点にしたいと思ひます。

次に、井戸の撤去および閉塞のお知らせです。このページの下、西市道側拡大図をご覧ください。西市道側に栗東市所有の井戸が9つと県所有の井戸が1つございます。こちらの井戸については、現在は使用していない井戸でして、今後、側面遮水工を施工するための廃棄物土掘削の範囲に入ってきますので、撤去および閉塞を考えております。掘削範囲に入る箇所については、掘削面の上の部分については切断しまして、下部についてはモルタル等で閉塞したいと考えております。

続きまして、3ページです。調査日は、9月20日と9月27日で、今年度2回目の調査です。「浸透水の移流拡散概念図」については特に変更ございませんので、省略させていただきます。

経年変化グラフについて、一つ目の◆ですけれども、Ks3の地下水採水地点のうちH24-8(2)ですが、こちらは今回も水量がわずかでしたので、pHおよびECのみの測定をしております。

あと一番下の◆の2行目あたりからですが、今回実施しましたH24-2(2)のダイオキシン類の測定結果については、内部精度管理試験において、必要な基準を著しく逸脱しましたので、こちらについては再採取および再分析を行いました。再分析の結果が資料配付後に出ましたので、本日差し替えをお配りしております。

それでは、結果を見ていきます。4ページ、5ページの電気伝導度です。まず4ページのKs3地下水帯水層と浸透水です。Ks3地下水帯水層の井戸は○で、浸透水の井戸は▲で表示しております。結果については、全体的にいつもどおり横ばいで推移しております。一部の井戸で低下傾向が見られます。左上のグラフのH24-2(2)で平成25年7月ごろから低下傾向がみられます。

次に5ページのKs2地下水帯水層で、●で表示しています。だいたいの地点は横ばいで推移していますが、変わったところとしましては、No.3-1の井戸で、下の段の右から2つ目グラフです。平成26年ごろから低下傾向だったんですが、数回前の調査で上昇して、現在横ばいとなっています。あと、上の段の右から2つ目のグラフのNo.1-1の井戸です。例年より

やや高い値で推移しています。次に、左列の2つ目のグラフのNo.1の井戸ですが、こちらは低下傾向が見られます。下の段の左から2つ目のグラフのH24-4の井戸は、平成25年12月ごろから低下傾向でしたが、現在は横ばいになっております。

続きまして、6ページ、7ページのひ素です。まず、6ページのKs3層と浸透水です。1地点で環境基準値を超過しております。No.3の揚水井戸で、下の段の左のグラフです。こちらは場内の井戸で、たびたび変動があり、環境基準値を超えたり、超えなかったりというところですが、それ以外の地点については不検出した。

次に7ページのKs2地下水帯水層です。3地点で環境基準値を超過しています。1つ目は、右上のグラフのH24-7の井戸で0.012mg/Lを検出しました。2つ目は、左上のグラフのH26-S2の井戸で0.030mg/Lを検出しました。3つ目は、下の段の真ん中のグラフのNo.3-1の井戸で0.020mg/Lを検出しています。傾向としましては、全て横ばいで推移しています。その他の井戸については不検出でした。

続きまして、8ページ、9ページのふっ素です。まず、8ページのKs3層と浸透水です。全地点で環境基準値以下で推移しています。環境基準値以下で検出された地点が2地点ありまして、まず浸透水の地点のNo.3揚水井戸で、下の段の左のグラフです。こちらは環境基準値以下ですが、上昇傾向が見られますので、今後注意して見ていきたいと思っております。あとはKs3層の上の段の一番右のグラフのH26-S2(2)の井戸で検出されております。そのほか3地点については不検出でした。

9ページのKs2層です。こちらについても全地点で環境基準値以下です。4地点で環境基準値以下で検出されております。濃度についてはほぼ横ばいで推移しております。ほか7地点は不検出でした。

次に10ページ、11ページのほう素です。まず、Ks3層と浸透水です。環境基準値の超過が2地点でございました。まず浸透水のNo.3揚水井戸です。グラフは下の段の左です。濃度は横ばいです。あと、Ks3層でも1地点ございます。H26-S2(2)の井戸で、グラフは上の段の一番右です。こちらにも横ばいで推移しております。環境基準値以下での検出が2地点ありまして、環境基準値以下ですが、上昇傾向が見られるため、注意して見ていきたいと思っております。左上のグラフのH24-2(2)の井戸でも検出されております。こちらについては濃度は横ばいです。ほかの地点は不検出でした。

次に11ページのKs2層です。環境基準値の超過が3地点でございます。下の段の真ん中のグラフのNo.3-1の井戸で1.3mg/L、その左のグラフのH24-4の井戸で1.1mg/L、左列の上から2つ目のグラフのNo.1の井戸で1.1mg/Lということで、環境基準値を超えております。これらにつきましては、環境基準値付近で変動していきまして、超えたり、超えなかったりというところですが、あと、環境基準値以下での検出が3地点でございま

す。ほかの地点については不検出でした。

続きまして、12ページ、13ページの鉛です。こちらについてはKs2層を含めて、全地点で不検出となっております。

続きまして、14ページ、15ページの水銀です。全地点で不検出となっております。

続きまして、16ページ、17ページの1,2-ジクロロエチレンです。こちらについてもKs2層を含めて、全地点で不検出となっております。

続きまして、18ページ、19ページのクロロエチレンです。まず18ページのKs3層と浸透水です。全地点で環境基準値以下でした。環境基準値以下での検出が2地点でありまして、左上のグラフのH24-2(2)の井戸と左下のグラフのK-1の井戸で検出されております。K-1の井戸については環境基準値付近で変動はありますが、経年的には低下傾向です。そのほか3地点については不検出でした。

次に19ページのKs2層です。こちらは全地点で環境基準値以下でした。環境基準値以下での検出が2地点でありまして、左列の上から2つ目のグラフのNo.1と左下のグラフのK-1の井戸で検出されています。ほか9地点については不検出でした。

続きまして、20ページ、21ページの1,4-ジオキサンです。まず20ページのKs3層と浸透水です。全地点で環境基準値以下で推移しています。環境基準値以下で検出された地点が4地点ありまして、上の段の一番右のグラフのH26-S2(2)の井戸は環境基準値以下でしたが、上昇傾向ですので、こちらにも注意して見ていきたいと思っております。ほか3地点については横ばいでした。あと、不検出が1地点ございました。

次に、21ページのKs2層です。こちらにも全地点で環境基準値以下となっております。環境基準値以下での検出が4地点でありまして、ほか7地点については不検出となっております。

続きまして、22ページ、23ページのダイオキシン類です。22ページにつきましては、本日お配りしました差し換え版をご覧ください。環境基準値超過が1地点ありまして、下の段の左のグラフのNo.3揚水井戸で環境基準値を超えております。こちらについても変動があり、超えたり、越えなかったりというところがございます。ほか4地点については環境基準値を満足しております。

次にKs2層です。こちらについては全地点で環境基準値以下となっております。

24ページ、25ページは調査結果のまとめとなっております。24ページの左上に記載していますが、BOD・CODについて、今回、No.3揚水井戸で基準値を超過しております。数値としては過去の変動の範囲内となっております。

最後に、26ページの経堂池の水質等です。こちらについては9月27日に調査を実施しております。農業用水基準値を超過している項目が今回

はCODとECです。水質としては、過去の変動の範囲内となっています。一番下の備考のところですが、今回、一面にヒシがはえておりまして、いつもは池の真ん中までボートでいって、採水をしているんですけども、ボートでたどり着くことができませんでした。今回は出口付近で採水をしておりますので、その旨記載しております。

最後、27ページは今回の結果の一覧表となっております。以上です。

司会： ただいまの議事2「モニタリング調査結果について」の説明につきまして、御質問や御意見等ございましたらお願いいたします。

住民： H16-No.5のところに数値が書いていないのはどうしてですか。

主任技師： こちらは今、掘削区域に入っていて、井戸が法面の途中にあるんですけど、そういうことで井戸に近づくことがかなり危険で、採水ができませんので。

住民： そういうことか。

主任技師： はい。今調査をしていない。

住民： 休止中って書いてあるんやね。わかりました。

司会： ほかに御意見ございませんか。

住民： ページ21。ここの説明で、検出されたのは数か所でほかは不検出というのがあったんですけど、不検出というのは、そういう悪いものが出てこないということやと思うんですけど、ここの丸のところには数値が入っていますね。数値が入っているのに不検出して、そういう言い方できるんですか。

主任技師： グラフの不検出の、そこに数値が入っているということですか。これ、0.005というのは定量下限値といいまして、測ることができる一番小さい数字です。この「く」の字になっているものがそれ未満の数字でしたということで、不検出というのを表現するんですね。

住民： そうするとどのぐらい、この21ページで言うそうですね、何か所か検出されたところあるんですけど、それはどこですか。

主任技師： 左列からいきますと、左列の上から2つ目のNo.1、3つ目のH24-2、あと一番下のK-1ですね。

住民：左の下の3つ。

主任技師：左の下3つです。上は全部不検出ですね。上の段は全部不検出。あともう1か所、下の段の真ん中のNo.3-1で検出。

住民：これは検出されたので、ここには「く」という、これは入っていないということか。

主任技師：そうですね。

住民：そういうことですか。

主任技師：「く」が入っていると、不検出ということです。

住民：「く」が入っていると不検出。その意味がちょっとわからへんね。わかりました、ありがとうございました。

司会：ほかございますでしょうか。

住民：わかりやすくするために発言しますが、5ページの電気伝導度のKs2層です。それぞれの井戸では上がったり、下がったり色々な変動があるんだろけれども、地下水はこの図で言うと右上から左下に流れてくるわけですから、単純な話として、電気伝導度のKs2層のH24-7ですね、これが10mS/mとかですよ。これが処分場を通過して、下のほうへ行くと、市No.3だとか、K-1だとかが、74mS/mとか89mS/mってなっているんですね。つまり、10mS/mだったやつが、7倍、8倍、9倍ぐらいに汚れているというわけですよ。この処分場を通過すると。この動きを見ると、だいぶ前からこの状況が変わっていないんですよ、基本的には。つまりその中間地点では下がっているところもあったり、あるいは上がったりするところもあったりするんだけど、大きく大局的に見れば、処分場を通過することによって地下水が汚染されている。しかも、7倍から9倍ぐらい汚染されているっていう状況は一向に変わっていないわけですね、要するに。ということで、お聞きしたいのは、今回の工事が終わった後に市No.3だとか、K-1だっていうのは、どのぐらい下がるという予想ができるんですか。この汚れが。本当はH24-7に限りなく近づいてくれるのが一番ありがたいんだけど、多分、その既にもう浸透して行って、処分場の外部、外へ出てるものも影響するんだから、なかなかそう下がるんではないと思うんですけど、効果が出たぞというふうに見られるのはどのぐらいの値になったら、そろそろ効果が出てきたなっていうふう到我々は感じたら

いいんでしょうかね、という質問です。

主任技師：その効果が出たかどうかの判断の方法については、今、アドバイザーの先生方と相談をしまして、その具体的にその値を設定するのか、トレンドを見ていくのかっていうのを今検討中でして、1年でこの値になればっていうのは申し上げられないですけども、評価の仕方については検討していきたいと思います。

住民：はい。検討しておいてください。

住民：前からね、ずっと気になってたんですけど、電気伝導度、5ページですけども、No.1-1、どうして高いのかよくわからないんですよ。76mS/mですか。すごく高いですよ。これが工業技術センターのほうですよ。流れ方向で考えたら絶対おかしいですよ。なのに、ここは高いですよ。そしてその近くで昔は水銀が出たこともあるんです。表面にね。だからこの流れがね、ちょっと違うんじゃないのかなと僕は前から思ってるんですけどね。この理由は何だと思えますか。

主任技師：原因については、検討はしているんですけども、例えば、電気伝導度で各イオンの組成を比べて、処分場の影響があるかどうかとかを検討しているんですけども、処分場の中のNo.1-1側の浸透水のイオンの組成とNo.1-1のイオンの組成を比べるとどうも似ていないので、処分場の影響というのは考えにくいのかなというのは考えています。ただ、なぜ上がっているのかという原因については今のところわかっていない状態です。

住民：だけど、昔は水銀が出たというのはすぐ近くなんですよ。その表面で水銀が出てたと。だから、僕はやはりRDの影響だと思ってるんですけどね。昔も何かありましたよね、ダイオキシンやったかな。何かそのときも何かありましたよね、その場所はね。だからやっぱりこの場合はちょっと流れが違うんと違うかなと。ずっと前から思ってるんですけども。というのはH24-7とか、H24-6(2)に入っている、これだったらふつうですわね。ごくふつうの地下水の状態ですよ。それで当たり前の判断ですよ。そしてまた極端に高いですよ。ふつうでは考えられない数値です。だからやっぱり流れ方向がそこは変わってるん違うかなと。ずっと思っていますけどね。

主任技師：何かわかったことがあれば、また御報告させていただきます。

住民：組成のやつも、もしわかったら教えてください。細かいデータがある

んだったら。

住民： 今、水銀が前出てたという話をされたんですけれども、前と測る方法変わってますよね。それで出てないとかいうことでもないのかなと。ひょっとしたら前と同じ方法でやったら出ていたとか。

主任技師：測る方法というのは、採水方法ですか。

住民：採水方法。

審議員：ちょっと今の水銀のデータについては、もう一度確認いたしますけれども、要するに採水方法、仮に出ていたとするならば、採水が影響していたというのはあり得ると思います。この位置についてですね、今、〇〇さんが処分場の外側の位置で、敷地としては工業技術総合センターの敷地内ですけれど、ここについては水の流れが南向きにいつているという可能性があるんじゃないかって話があったんですけれども、この可能性は低いと思っています。これ、Ks2層ですのでね。粘土層の下層ですので。ただ、これについても先ほど井上から申しましたように、アドバイザーの先生に相談いたしまして、どういう風にしたら良いのかということで、今確認しているところです。先生方の話によりますと、一つの可能性として、例えば、木の根っここのところから水が伝って下に落ちてしまう可能性もある。井戸の周りに木が埋まっているところですね。斜面のところの。そこに例えば木があるとしたら、その根っこを伝って水が落ちた可能性もあるし、水が伝わらないようにしてみてもどうかというアドバイスも出ていますので、そういうことで、いろいろ試しているところです。また詳しいことにつきましては、状況がわかりましたら御説明させていただきたいと思います。

住民：昔、ダイオキシンも出たでしょう。

審議員：ダイオキシンはいろんなところに出ていますので、ここだけ特異的な井戸ということではないと思います。ダイオキシンについては。

住民：ただ基準をはるかに超えての話だから、ちょっとそんな数値じゃない。

審議員：ここのダイオキシン濃度については低いですよ。

住民：いやいや高いですよ。基準をはるかに、5とかそなんんです。

審議員：過去の話ですね。失礼しました。

住民： だから僕はこれはやっぱりちょっと普通じゃないと思う。だからちょっとここだけ注意して。

司会： 議事2に関しまして、ほかはよろしいでしょうか。そうしましたら、次の議事3のほうに移らせていただきます。

「二次対策工事等の進捗状況について」説明をさせていただきます。

主任技師： それでは、資料3「工事等の進捗状況について」ということで、工事を担当しております金崎です。

こちらは5月23日に撮りました場内の航空写真になります。大きくAからE工区の5つの工区に分けて工事を進めているところです。A工区につきましては今、選別土仮置をしています。B工区につきましては、浸透水貯留層の一部を施工しているという状況でございます。C工区につきましては、廃棄物土の掘削と底面排水管の設置、D・E工区につきましては、廃棄物土の掘削を行っています。掘削した廃棄物土につきましては、選別処理施設にて選別を行うという形になっております。こちらで選別後、適合確認分析で合格したものをまた場内のほうに埋め戻すという形になっておりまして、こちら中央の緑色に囲っているところが埋め戻し可能物ということで、現在仮置きしているという状況です。仮置き土につきましては、現在、A工区、B工区のほうへ埋め戻しています。H区画につきましては、10月17日に現地見学会で全旋回オールケーシング工法での施工状況を皆様に御確認いただいたという箇所でございます。

場内の浸透水につきましては、こちらの水処理施設で処理し、下水道に流すという形になっております。

先ほど、御説明した内容の工程表がこちらになりまして、11月の中旬までが実施済の工程になっておりまして、12月以降につきましては予定となっております。先ほどと内容が重なる部分もございますが、B工区では、貯留層を施工いたしました。C・D・E工区につきましては廃棄物土の掘削、C工区につきましては底面排水管、H区画ではオールケーシング工法での有害物掘削を行いました。今後の工事といたしましては、B工区で側面遮水工や選別土埋め戻し等を行っていきたいと思っています。

続きまして、「B工区の状況」です。今現在の進捗状況といたしましては、先ほども申しました浸透水貯留層の一部を施工しています。あと、揚水ピットの周りを現在選別土で埋め戻しています。

こちら側の写真は、奥側が国道側となるんですけども、貯留層の一部を埋め戻しています。順次廃棄物土の掘削を進めながら、施工していくという状況になります。

続きまして、「C工区の状況」です。現在、廃棄物土の掘削を進めております。写真②、③につきましては、写真の奥側が西市道側でして、こち

らでも廃棄物土の掘削を行いました。位置といたしましては、測線のNo.2+10からNo.4+10付近で、地山の確認を行いました。あと、場内の浸透水を集めるための底面排水管を設置いたしました。この掘削の範囲ですが、EM探査で調査した箇所でもございまして、磁化率が高いところであるという調査結果が出ておりました。この磁化率が高い範囲、No.4付近で廃棄物土の掘削を行ったところ、潰れたドラム缶を14個確認しました。このあたりで全て廃棄物土を掘削した後、地山を確認して、作業を進めているという形になっております。

「H区画の実施状況」ということで、10月上旬から全旋回オールケーシング工法での掘削を実施し、11月上旬に全て完了いたしました。こちらの写真①が全旋回オールケーシング工法での施工状況でして、このケーシングの筒の中は直径2mでして、ここにハンマーグラブを落とし、有害物土を掘削して、場外に搬出するという作業になります。掘削した廃棄物としては、大型の鋼材や1mを越えるようなコンクリート柱がございました。

次に、E工区での「既設構造物撤去の実施状況」です。既設構造物といたしましては、熔融炉施設のプラント基礎、廃油タンクの基礎等がございまして、撤去方法といたしましては、コアボーリングによって一つずつ基礎と梁との縁切りを行い、そのあと、コンクリート床板の部分を取り壊して、撤去します。この杭の基礎の部分の切断を終えた後、また掘削を行っていくということで、今後の予定としましては、廃棄物土の掘削と既設杭の切断を順次行いながら工事を進めていくという形になります。

こちらは先ほど説明しましたH区画の「現場見学会の開催」の状況になりまして、10月17日に8名の方に御参加いただき、オールケーシングによる掘削状況を御確認いただきました。次回の見学会につきましては、進捗状況にもよりますが、CからE工区の掘削状況等を御確認いただきたいと考えております。

次に、「ボーリング調査結果」ということで、位置としましては、ちょうど入り口付近でございまして、有害物区画のI区画の掘削工法検討のため、追加のボーリング調査を行いました。その結果に基づきまして、地層の再評価を行いまして、Kc3層の欠損範囲が詳細に確認することができました。今後、この調査結果をもとに、工法を検討していきたいと思っております。

続きまして、「掘削した廃棄物」です。特異な廃棄物として、先ほど御説明を差し上げましたが、C工区で潰れたドラム缶と内容物が浸潤した土、E工区で医療系廃棄物や廃石綿（モルタル固結物）等が出てきました。潰れたドラム缶14本と内容物が湿潤した土、木くず等は掘削後、ブルーシートで養生し仮置きした後、搬出し焼却処分を行いました。医療系廃棄物（プラスチック容器）はフレコンバッグに保管し、焼却処分

を行いました。E工区で出てきた廃石綿（モルタル固結物）等につきましては、飛散のおそれがないということで、二重梱包をして特定管理産業廃棄物として処分を予定しております。

続きまして、「二次対策工事土工・処分実績」です。10月末現在の実績です。前回7月末との差になりまして、掘削土量がプラス14,000m³、埋戻可能仮置土量がプラス9,900m³、埋戻再生資源がプラス2,700m³、可燃物がプラス2,200t、不燃物がプラス150t、有害物質（掘削由来：バッテリー、感染性廃棄物相当物）がプラス0.6t、あと有害物、ここではD工区の掘削に伴うものですが、プラス3,200t、ドラム缶およびその内容物が浸潤した廃棄物土・医療系廃棄物混じり土がプラス13t、旧栗東町廃棄物埋立地由来の廃棄物混じり土がプラス350t、ふっ素が土壤環境基準を超過したものがプラス3,100tとなっております。

「選別土および覆土等の適合確認分析」ということで、約300m³毎に分析を実施して、埋め戻しの可否を判断しております。分析項目はカドミウム、水銀、鉛、ひ素、ふっ素、ほう素、ダイオキシン類、TOCです。選別土適合確認回数は前回からプラス23回です。そのうち8回が不適合で、項目としてはふっ素でした。覆土等につきましては、2回行いまして、不適合判定数は0回でした。不適合選別土が8回発生し、いずれもふっ素の溶出量が管理基準（0.8 mg/L）を超過しました。不適合選別土のふっ素溶出量は0.86～1.0 mg/Lの範囲でした。不適合選別土の原因となった廃棄物土の掘削箇所と不適合回数はE工区斜面下の標高144～135mで8回でした。9月選別分で5回、10月選別分で3回発生し、全量廃棄物として場外へ搬出し、処分を行いました。内容の詳細につきましては、13ページから20ページに結果を載せておりますので、またそちらのほうをご覧ください。資料3の説明は以上になります。

司会： ただいまの議事3の説明につきまして、御質問や御意見がございましたらお願いします。

住民： この間、現場見学会に寄せさせていただいたときの話の続きですが、〇〇の自治会長さんが質問をされたときに、私、その回答を聞いて、合点がいかん回答だったので、またもう一遍、再度回答を求めたのですが、それでも訳のわからん回答やったんです。家に帰って、それは盛り土の仮置き場の、それいつになったら減んねんやろという、こういう御質問やったんですが、うにやうにやと言われて、何と回答をいはんねんやろなということで思ったんです。ところがそれも盛り土、仮置き土というんですか、それも工事になるんで、これは工程表に載ってあるかなと思って見てたんですね、29年度の工程表案というのをもらってまして、D工区の選別土仮置盛土、これなんですかね、工程表は。じゃあ、これ2ページのね、B工区が一番下、それなんですかね、そのことなんですかね、い

つ減んのやという。

主任技師：現場説明会で御要望いただきましたのはこちらのほうで、工程表で申しますと、工事全体という形でこちらのほうにも・・・。

住民：そこですか。これは私は上かなと思ったんですが、D工区の選別土仮置盛土、これやと思ったんですが、下のほうの全体のこれですか。

主任技師：そうですね、今中央に置いているのはこちらのほう。

住民：これに基づいて回答していただいたらようわかるかなと。私は真ん中のほうや思ったから。

主任技師：こちらは埋め戻しという形・・・。

住民：だけなんか。当然そういうことも、工事やから、そこに明示されてあるなと思ってたんやけども、明示されたとしてもここはまだ積みます、というその明示ですか。現在とか10月とか言うたら、仮置きやから積みますと。仮置きで続けはんねやということやったら、それで、この表で説明していただいたらわかるかなと思いつつ、今日来たんです。

主任技師：現在の状況といたしましては、全体のほうで書かせていただいているんですけども、現在は仮置きではなく逆にもう積み込みの作業を現場ではかかっておりまして・・・。

住民：ちょっと待って、それどこに載ってる。

主任技師：工程表のほうで今仮置きということで継続した形で引っ張っているんでそういうことを思っておられるのかなと。

住民：ほんで、これ、10月末の処分実績とか何ページかな、11ページかな。133,800m³。それは10月末からちょっと増えたっつたんですね。そうではないの。

主任技師：こちらの掘削土量の。

住民：埋戻可能仮置土量というの、133,800m³というのがあるやん、上から3つ目。

主任技師：そうです。それです。

住民： ずっと10月末やから、積み増しをずっとしてきはったわけですか。で、月間の予定表を見ると11月と12月があって、何か表現が変わってるんですね。これは全体のことじゃないけど、この月間のやつを見ると、選別土仮置盛土工とか、12月も2つ目に選別土仮置盛土、とこう書いててね、11月のこの表では選別土仮置きとなったのよ。ところが、12月の予定表では表現が選別土積み込みとなった。ここで変わってんのかなと。要するに11月までは選別土仮置きって要するに置いてはんねん。増えてんねん。12月になってきたら積み込み、選別土の積み込み、それここに載ってないん。これ、月間でもらってるやつや。

主任技師：そうですね、工事情報のほう、〇〇さんや〇〇さんに配付させていただいているタイミングも、正直あるのかなと思うんですけど、現在といたしましてはこちらの中央の土につきましては、積み込みの作業をしております。

住民： ほんで仮置きと積み込みというのは、積み込みは減っていくという表現か。

主任技師：こちらは減っていくということになります。

住民： どっかに持って行く。

主任技師：こちらのAないしB工区のほうで埋戻しに使わせていただく。

住民： それも工事やから、こういう工程表に基づいて説明いただくと。むにゃむにゃと言うてはって、はっきり言うてくれはったらええのに、一応思っているのはここらやねん、またそこに行ってへんかったら、また、すみませんね、ちょっと置いてまんねやという表現でもええねんて。はっきり明示をされなかった。そやけどこれが明示しておりますわな、工程表は。

主任技師：計画につきましては、はい。

住民： これ説明するものがなかったから、適当に言うてたらええねんという感じでしゃべっておられたんか、わかりませんけども。結局、12月からはそれが減っていくと。

主任技師：そうですね、もう実際、11月から減っているような形になります。

住民：予定は12月やけど。

主任技師：そういう御要望もいただきましたので、施工者さんも含めまして調整していただきまして、現在は積み込みをして、こちらの仮置き土の量を減らしているという形になります。

住民：それでわかりましたけど、結局話だけでわからんからね、おたくもこういうもんで進捗管理やってるから、これで説明してもうたら一番ようわかったのになと、こういうふうに思っていたんですが。一応はつきりしましたので、納得いたしました。

司会：ほか御意見はございますか。

住民：私もアスベストの関係で一応取扱は持ってはいるんですけども、このモルタル固結物というのは、これはモルタルで固めたということですかね、そうですか。

主幹：藤原と申します。これですね、吹付石綿を除去する業者が、除去したものをそこでモルタルと水を流し込んで、固めて飛散しない状態にして、それで石綿を袋に梱包して搬出したものをこのRDの処分場に持ち込んで処分されたというものでございます。

住民：その場合はこの処分場に持ってきてもいいものなんですか。

主幹：平成4年度に特別管理産業廃棄物に指定をされたんです。それまでは安定型の処分場に処分できるようなものだったんで、それ以前に出たものであれば違法ということはないと思います。

住民：これは、何か黄色いそんなんに入っていたとか。

主幹：それは昭和60年ごろかと思いますけれど、廃石綿を除去したものでね、そういうようなものを処理したものは二重に袋詰めするとともに、廃石綿であることがわかるように黄色い袋に入れて出さないというルールになっておりますので、それはそういう形で黄色いアスベスト用の袋に入っているわけでございます。

住民：その袋に入って、埋められていたわけですか。

主幹：はい。

住民：それモルタルっていうのは、かっちりしたものですか。

主幹：そうです。

住民： その何か見ていると、ふわふわしてるような感じがするけど、そうでもない。

主幹：きちっと固められているものです。

住民：なんか写真見てたら。

主幹： ちょっと光の関係でそう見えるかも、表面がでこぼこしているようにそういうふうに見えるかもしれないですね。

住民：この表面の黄色いのは袋ですか。

主幹：袋です。

住民：そうですか。

司会：ほか御意見ございますでしょうか。

住民： すみません、ドラム缶が出たということで、浸潤した土とかって書いてますけれども、どの程度の物やったかなと思って。これは何やってわかる程度の物じゃないんですか。

主幹： 油のにおいがしている状態で、粘り気のある、見た目もタール様のものがしみ込んだ土というようなものでございました。それについて、分析の方法とか調べられるものがないかということで、民間業者に問い合わせたんですけれども、成分の分析はちょっと難しいということでございました。

住民：難しい。

主幹：はい。

住民： 以前、何か出たときはもうこの流れてしもて何もわからんみたいな、そういう表現やったんじゃないかなと思うんですけども、それと比べてどうなんかなと思って、今回。あのとき百何本やったかな、出てますやん。そのときはもう流れてしもうてわからないという、そういうような

ことを言われたと思うんですけども、今回は浸潤した土ということは前回と比べてどうなのかなと、教えてほしいなと思ひまして。

審議員：そのときにどういう表現をしたのかわからないですけど、流れ出たという表現したかどうか私にもわかってないんですけども、今回と位置的にも少し違いますしね、同じものかどうか確認したいんですけども、それはちょっと分析方法がないということで、できないということです。

住民：要はわからないと。前回出たもんがどんなものであるかもわからないと。

審議員：そうです。今の選別施設があるところが出たときがありましたよね。あの時、ドラム缶を傾けるととろっと流れた状況がありましたけれども、今回のやつは周りの土にしみ込んでしまっている状況でして、また違う状況だったというふうに思います。

住民：一番最初にたくさん出たのがこの辺のところと違いましたっけ、西市道側の。

審議員：ちょうどくぼみになっているところですよ、法面が少しへこんでるところですね、今回はそこよりも少し池側。

住民：前からも何かありそうやからまた調べるという話やったんですね。

審議員：4ページのところ見ていただきましょうか。4ページの一番右下のところ。前に電気探査をしたところで、赤くなっているところは金属があると言われたところで、ここは詳しく掘って調べますということで、今回しっかり掘って調べたところから14本ドラム缶が出てきたということです。前に掘って出てきたのは、もう少し入り口のほうで南側ですよ、あそこの窪地になっているところで掘って出てきたと。それ以外にもうちょっと上のところでケーシングで掘ったところもありますけど、そこからも出てきたということです。状況的に見て、少し離れていますので、同じものだという確証はとれないし、見た状況では私もよくわからないという状況です。ただ、先ほども申しましたように、時期的に申しますと、一次対策の緊急工事が出てきた、ああいうとろっとしたものとはちょっと違うかなという感じはします。どちらにしても出てきているものがどろっとしたものだということなのかなとは思ひますけど、ちょっとそれ以上のことはわからないです。

住民： ちょっとすみません、さっきの何かアスベストの黄色い袋というのは、

何か書いてるんですか、印刷が何かあるとか。

主幹：アスベスト廃棄用の袋だと書いています。

住民：そういうのを見て、いつのやつかとかいうのはわからないんですか。

主幹： 出てきた場所が、既設構造物の撤去工ってさっき出てきたと思うんですけど、床面のコンクリートがあってこれを除いて、柱を切りながら下げていっているというような、その部分から出てきたものなので、埋められたのはその建物ができるよりも前であることは確実なので、ただそれが実際、いつ埋められたかということは正確にはちょっとわからないですけれども、平成4年よりも前であれば埋め立て可能な物だったと考えられまして、それ以降であれば埋め立ててはいけないものを埋めていたということになるかと。袋を見てもいつかとかいうのはちょっとわからないです。

司会： ただいまの議題につきまして御意見ございましたら。よろしければ議事4「工事の施工方法について」御説明させていただきます。

副主幹： 県の最終処分場特別対策室の石田と申します。よろしく申し上げます。資料4の説明をさせていただきます。お手元にも資料がございますけれども、スライドにも同じものを映しておりますので、そちらで説明させていただきます。

1ページですけれども、前回の第21回連絡協議会で説明させていただきました「側面遮水工の施工方法について」というスライドになっております。このときに鉛直遮水工を当初の位置よりも20m移動した上で曲げて、側面遮水工に接続するというような形で説明をさせていただきました。そのときにKc3層の深さを確認するために、B工区の国道側のこの位置でボーリング調査を実施しまして、側面遮水工について、計画を検討させていただくというような形で説明をさせてもらっております。こちらがそのときの側面遮水工の基本的な構造物で、側面遮水を実施するためにこの部分を6分の勾配で掘削をした上で、このKc3層へ接続するという説明をさせていただきました。

ボーリング調査の結果、この沖積層(A)と書かれている部分ですけれども、この部分が前回説明させていただいたときよりも、さらに厚く確認されたということと、粘性土層(Kc3層)が一部深いところにあるということが判明しました。その結果、側面遮水工を粘性土層に接続するために、この沖積層を掘削しますと、砂質土層を流れる地下水が被圧しておりますので、土の重みを除去することによって、被圧水がぐっとKc3層を押

し上げるような形になります。この部分のKc3層が盤膨れといいまして、膨らんだような形になるという現象が生じるおそれがあるということが、検討の結果判明しましたので、この部分の掘削が困難な状況となりました。この部分につきましては、廃棄物土の撤去は完了していますが、沖積層の掘削が行えないので、鉛直遮水工を延長して遮水工を実施させていただきたいということです。その結果、前回鉛直遮水工を20m延長させてもらっているんですけど、今回35mに延ばさせてもらった位置で、折り曲げて側面遮水工に接続させていただくということで考えております。

続きまして、5ページ目です。「有害物掘削除去の矢板設置区画について」説明をさせていただきます。こちら見直し前ということで、当初の有害物掘削工の平面図になっていますが、各区画の有害物の深さが異なっておりますので、それぞれ10m四方の大きさに矢板で囲みながら掘削を行って有害物を撤去していくということで計画をさせていただいておりました。その後、この有害物の掘削方法について検討をさせていただいた結果、C-1～8の区画を一つの区画として囲ませていただくと。あと、E-2・3という区画を一つの区画として囲ませていただくと。あと、F-2・4・5とGという区画を一つの区画として矢板で囲ませていただくことで、一括して掘削を行えるように矢板の設置範囲を変更させていただきたいと考えております。その結果、①-①'という断面で見ますと、区画を一括して掘削することで、掘削土量は当初計画よりも増えます。ただ、矢板枚数が区画を大きくすることで減らせますので、工費の縮減や工程の短縮が見込めますので、こちらで今後、工事を進めさせていただきたいと考えております。

以上で資料4の説明を終わらせていただきます。

司会： ただいまの議事4「工事の施工方法について」につきまして御意見、御質問等ありましたらお願いします。

住民： これ沖積層と言うのかな、これどんなもんですかね、これどういった・・・。

副主幹： 粘土っぽい、シルトっぽいんですけども、やわらかくて砂が粘土よりも多めにかんでいるというようなものです。

住民： 粘土じゃなくて砂でもなくてというか、そういうもんですね、遮水効果はないと。

副主幹： 遮水効果は砂よりはあるんですけども、Kc層よりはやわらかくて、若干劣るかなというような感じですね。

住民：そこのKc3の粘土層がすごく薄いですね。

副主幹：これですかね。

住民：どれぐらいあるんですか。厚みは。

副主幹：ここの部分ですかね。1m前後ですかね、弱ぐらい。ただ50cmとか、それ以上はあるという形ですね。

住民：わかりました。

司会：ほかに御質問等は。

住民：もともと何メートルあると思っておられたんですか。粘土層が。1mぐらいかなと。

副主幹：だいたい2m前後ぐらい、この遮水工が2mぐらいになりますんで。2m前後ぐらいという感じになります。

住民：それは今までのボーリング調査のときのそういったものから描いて、こんなもんやろということで。

副主幹：はい。

住民：結局、違ったということ。

副主幹：ピンポイントでやっているわけでもありませんでしたので、今回沖積層がかなり厚いという部分がありましたので、その深さを確認するために調査をさせていただきました。

住民：要は、やってみなわからんというところがたくさんあるということがわかったと。そんな気がします。

副主幹：というか、この部分がちょうどそういう形の位置。

住民：いや、今までずっとこうやろ、ああやろってみんなであわあ言ってますけれども、ある程度想像が入っていて、結局やってみたら違うかったとか、やっててもこのとおりやったとかいうのがわかるけれども、そういう懸念は全部とることはできんということですね、要は。

副主幹：物が全然ないわけではありませんので、遮水層としてはございますけれども、今回施工に当たってはこういうような形でさせていただいているということですね。

住民： 私が言いたかったのは、例えば全部掘削したらわかりますけれども、やらなかったらもうわかりませんよと、ある程度のリスクを抱えてそれですとやっていきましょうと、結局それで今決まったわけですね。そういうことで今やってると、そういうことやと思うんで、細かいこと言おうとそういうところから、そういうことがわかったということやと思いました。

室長補佐：少しだけ補足をさせていただくと、資料4の1ページの「Kc3層の深さを確認するためボーリング調査を実施」と書かれたところで今回ボーリング調査をさせてもらいました。たくさんボーリング調査はさせていただいているんですけども、こちらの部分につきましては前に調整池があった場所ですね、調査ができていない部分もあったので、今回させてもらったことによってわかったというところがございます。それだけ補足させていただきます。よろしく申し上げます。

住民： 5ページですけどね、説明をせっかくいただいたんですけど、これ私わかりませんので、何のことかなと、まず場所がわからない。CとかDとかFとかEとか書いてあるんですけど、これが多分工区の話なのか、それともこれ選別施設のところへ行くと、工区がないので、これ何のことかなという、ようわからなかったんです。せっかく聞いてんねんけど、ちんぷんかんぷんでした。みんな分かってはると思いますけど、私わかりませんのでよろしく申し上げます。

住民： 最初に調査やったときに今のこの区画のところに有害物がありそうだってことがわかったんですよ。そこに対する対策をしようっていうのが今回の話で、場所でいうと今の選別施設の前当たり。選別施設わかりますか。建物ありますね。その横。

住民： 周辺。

住民： そうです。

住民： それを10m四方じゃなくて、何mかわからんけど矢板を打ってはる。

住民： 矢板を打ってピンポイントで取ろうと思っていたんですけども、そ

れよりももう少し固めてもうちょっと範囲を広げて一斉に掘ったほうが早く終わるだろうという、簡単に終わるだろうとそういう方法の変更についてのことです。

住民： 資料3の1ページの写真があるじゃないですか。ここに選別施設があつて、その前に車がばらばらと停まっているじゃないですか。ここら辺なんです。

副主幹：選別施設って書いているのが今このあたりにございまして、ちょうどこの県道から入ってきて進入路を、坂道を上がって横に現場事務所があるんですけども、そのちょうど北尾団地のほうですね、国道がこちらになります。この紫で塗っているRDのちょうど真ん中あたりの高台の部分になるんですけども、今選別土の山が置かれているちょうどその麓というか、ちょうどその下あたりのこの紫に塗っているところがC区画になっています。この部分がG区画であったり、F区画、この部分はE区画というような・・・。

住民：ここは区画ですか。

副主幹：ここは区画なんです。

住民：下のほうは工区。

副主幹：こちらは工区って呼んでいるんですけども。

住民： わかりました、ありがとうございます。場所がわからなかったから。選別のとこやと思いながらDとかEとか書いてあるから。工区のとこかなと思って。

司会：今の説明でよろしいですか。

住民：まず場所はわかりました。

司会：議事4の説明について何か他に御質問や御意見等ございますでしょうか。

住民：それはどっかに載ってますの。

副主幹：第20回の協議会の説明資料の一部になっています。

司会： 議事4はこれでよろしいですか。そうしましたら予定していました議

事はこれで全て終了しましたが、ほか何かございますでしょうか。

住民： これは資料1のほうですね。これやっぱり文章はもっと変えていただきたい。やっぱりわからんもんはわからんて、わからんかったって。

審議員： 当日の質疑の分だけ抜き出してございますので、その前後の文がないとわかりにくい部分があると思うんで、そこは文言をつけ足します。

住民： これはちょっとはつきりとさせてほしい。それをお願いします。

住民： 司会に御了解願いたいんですけど、傍聴席からの発言を、この発言に限っては許可してほしいんですけど、よろしいですか。

司会： どういう内容の。

住民： この二次対策工事は平成24年10月3日に協定書を結んで始まったわけですね。5年経ちました。大分工事も進んできたなという印象を持っているんです。ただ、当初からこの問題に係わっている方も減ってきて、また新しく入ってきた、問題に係わってくれた方もいらっしゃって、議論が行ったり来たりという形にもなってきているかと思うんですけど、この協議会にほとんど中浮気さんが出てきていることをずっと気にしているんです。この問題起きたときから中浮気さんは係わってこられていて、一次対策工事、我々と一緒にやってこられたわけですね。二対策工事が始まるときの協定を結ぶか結ばないかということで中浮気さんは身を引かれて、この協議会からは一歩退いた形で傍聴席のほうに座られているという状況なんです。ただ、協定を結んだ、例えば北尾団地さんなんかも本来出てきて発言する権利があるにもかかわらず、欠席がここのところ多いですね。発言権のない中浮気さんが一生懸命出てこられているのに、北尾団地さんは何をやっているのかという気がしないでもないわけです。5年経って大分状況が変わったので、私としては中浮気さんに協議会への復帰といいますか、参加を促したいなというふうに思っているんです。その条件としては、この二次対策工事が始まる時に県と自治会が結んだ協定書、それを中浮気さんにももう一回検討してもらって、いいですよって言ってもらわなければいけないんだろうとは思っていますが。この協議会、年に何度もあるわけでもなくて、ちょうど今からそういう検討初めて来年度ぐらいにというような流れになるかなと思って、そうすると今発言しておいたほうがいいだろうという思いで申し上げております。ぜひ中浮気さんに検討していただきたいというふうに私からはお願いしたいと思えますし、もしここに参加されている他の自治会の方から反対という声があればそれは出していただきたいんですけ

ど、多分そういうこともないだろうと思いますので、この場ではすぐに即答できないと思いますが、検討をするということだけでもお約束をお願いできないかなと思って、発言を許可していただきたいということです。

司会： 傍聴者の発言ということで、御提案がありました。傍聴者の発言はこの会議の実施要綱で発言を認めないということで定めてはおりますけれども、その趣旨につきまして、今前提となるようなお話を説明いただきました。ここが二次対策工事についての話し合いの場ということで、その二次対策工事の協定に参加されておられないということで今入っていただいております。傍聴の発言を認めない趣旨というのは、そもそも二次対策工事の話をする場であるからということで、工事協定の当事者以外の方からは御意見をいただくことは、この場では予定していないということです。その趣旨からしますと、今おっしゃっていただいたことというのは工事の内容の前提となるような御提案にかかわることですので、協議会の皆さんに御同意いただければ、傍聴の方が発言いただくことについては要綱では差し支えがないと思います。要綱でも、「協議会の運営に関することは協議会で決定する。」ということを決めていたと思いますので、そこは差し支えないかなと思います。今のお話が少し根本的なものですので、本日、中浮気自治会長さんにもお越しいただいておりますけれども、自治会の皆さんの総意で決定して考えていただくと、この場でたちまち対応するというのは難しいと思いますが、何か発言があるようでしたらマイクをお渡ししますので。

傍聴席（住民）：ありがとうございます。5年前の話に遡るとということになるんですけど、これは今日検討しなさいということはこの総意ということになると。〇〇さんの個人的な意見だけじゃなくて、皆さんの総意で検討しなさいということをおっしゃっているわけですね。その確認をとると。

司会： 今、御提案としていただきましたので、まずお示しの仕方としては、この連絡協議会の場でそういう御意見がありましたということ、まず中浮気自治会さんにお持ち帰りいただければと思います。まずこの場で中浮気自治会さんにお伝えしますということの決を採ったということではございませんので、会の総意としているかということは、明確にこの段階では言えないですね。まず、会として、正式にメンバーに入っておられない方にお示しするというのをこの場で一応皆さんに同意いただけるということであれば、連絡協議会の場として御意見を頂戴するという投げかけもできますけれども、今のところ〇〇さんから御提案いただいた今の中身を中浮気自治会さんへ連絡協議会としてお伝えしてこの御

意向を伺うという、会として伺うということで差し支えなければ、この形でお聞きしたいと思いますけれども、御出席いただいた自治会の方だけなんですけれども、もしよろしいようでしたら正式に・・・。

住民： 私が申し上げたのは個人的意見ですけれども、総意という形で、もし話をしていこうというんだったら、こちらのほうで議論する機会を次回設けてという形になりますけれども、多分反対する人がいないと思うんですよ。

住民： 私も賛成です。

住民： 別にそういうことだから、こだわらなくても中浮気さんが参加すると言ったら、ウェルカムで問題ないと思いますので、あまり形式ばらずに一度お出になったことだし、どうしようかということを検討していただいて、参加していただけるのであれば我々としてもうれしいなという、そういう気持ちです。

傍聴席（住民）： その当時私もその中に入って、その当時の自治会長として、一歩引かせてもらったわけなんですけれども、今返事することはできないし、今現在このような状況であるので、一遍考えてみてくれたらどうやという感じであれば検討させてもらうけれども、今ちょっと返事は御勘弁願いたいと思います。

司会： おっしゃるとおり、この場でもうお聞きしてそのままということは難しいと思いますので、お持ち帰りいただく必要もあるかと思います。少なくとも口頭でお話しした中身でそのまま持って帰っていただくのは難しいので、この議事録を正式にまとめたものを持って、改めて県のほうから説明させていただくということも・・・。

傍聴席（住民）： 県のほうからそういう話というか、そういう要請があれば一応検討はさせていただきますけれども。

住民： ちょっと何か誤解があるかと思うんだけど、この会は県の会議じゃないんですよ。協議会は円卓会議だから、主催者が県ではないんです、基本的に。だからみんなの話の中でそういう流れが出てきたということは事実ですので、それを踏まえて考えていただきたいという。

傍聴席（住民）： 5年前のことは言いたくはないのですが、あの当時、我々も中浮気の皆さんと一緒にこの協議会を設立するにあたってのいろんな検討会にずっと立ち会っていました。最後に中浮気は、その結果参

加することはできないということになりました。その時点で連絡協議会には参加できないけれど、県の方は中浮気さんも一緒にやろうやという話はいただきました。わかりましたと。その当時もまた自治会の方のそういうのはあったけれども、一緒にやろうやという感じではいただきました。だからその流れで一緒にやれるのかなと思ってたんですけど、一部の反対があつて結果現状に至ったということです。ところが、今回はそういう反対の意見はないのかなと思いつつ、それだったらちょっと考える必要はあるなという思いはあります。当時としては県も自治会もウェルカムという雰囲気ではありました。逆提案をするということになるかもしれませんが、出てください、そのかわり条件はこうですよ、ということなんですけれども、条件というのがひっかかりましてね。自治会に帰って、こういう条件ですよ、皆さんどうしますかという委員会やるんですけども、それではちょっとどうかなという、個人的にはそう思っています。フランクにやろうやないかというんであれば、いつでも出てこいということであれば私個人的には出てこられます。条件つけて出てこいって言われたら個人的にはちょっと勘弁してよっていう。もとに戻るじゃないか、5年前の話になるやないかということになるんでね。一回机が後ろにあるけど前に持ってこいやという、そういう感じだったら私は個人的にでも参加はしたいと思います。だけど持って帰って、条件つきやぞってことになったらそれは、という気持ちもあります。すみません、勝手なことを。

住民：そやけど条件って。

住民：条件というのは留意項目の協定書を結んでいるんで、それをもう一回再検討してほしいということで、一応この協定書をルールとして我々はここで協議をしているわけで、これに参加していただく以上はこの協定書に納得してもらわないとまずいなとは思っています。ただ、状況は変わっているので、当時の状況と5年経った状況とでは再検討する価値はあるんじゃないかなと思って言っているということで御了解いただきたいんですが。

傍聴席（住民）：連絡協議会には中浮気は入れません、そういう規約になっていますから、これはもう入れない。我々はそういうふうに理解しています。ただし、プラスワンとしてやりましょうというんでしたら、協定なしのプラスワンでやったら可能性は十分あると思います。

住民：いずれにしろ今日は問題提起ですので、ここまでにして、いつか返答があることを期待したいと思います。

司会： 中浮気自治会さんに連絡協議会の議事録は毎回お届けしていますし、5年前当時だと今以上に、対策工事が実際に動き出す前ということで、方針が決まっていない、もっと大きな不安の中でそれぞれが熟考されて苦渋の決断をされたということで、どのような決断をされたかは分かりましたが、それぞれがどのように決めたとしても、それぞれに尊重されなければならないものですし、今の時点で見直されて、同じ決断になったとしても、それはそれで尊重されなければならないものだと思います。貴重な御提案をいただきました。ただ、取扱いをするにしても、この場で決められるものではありませんので、進め方等をまた検討しまして次回以降にさせていただきたいということで、御提案はいただくということでよろしいですかね。

ほかにその他全般に関しまして御質問等あれば。

住民： 最初の御挨拶の中で環境大臣の同意の申請中というお話があつて、同意を得られ次第工事情報等でお知らせしますというお話だったんですけども、工事情報の欄外にちよろっと書くようではちょっとどうかなというふうに思うんですよね。というのも、一度硫化水素が出たときに、やっぱり同じように工事情報の欄外にちょっと載ってあつて、見逃しやすいですよね。見てるこっちの見逃しが悪いのかもしれないですけども、今回その同意の申請については栗東市にも意見書というものを議会の上で出しているわけですから、やっぱり別紙でしっかりお知らせしてほしいなというふうに思います。お願いします。

室長： 別途自治会長さん宛での通知文という形でお出しすることは可能だと思います。具体的にどんなやり方をするのかということはどう少し中で検討させていただきます。

住民： また話別なんですけども、知事との面談というのは、これはどこまで話していただいているんですか。私しつこいんです。絶対引きませんので。

室長： 前回もお話させていただきましたとおり、ここで話し合いをさせていただいた事柄につきましては、知事のほうにもあげさせていただいております。そういった意味で〇〇さんのほうから知事も出てこいというお話があったことは伝わっております。ただ、知事もお忙しい方でございますので、そのタイミングというのは、前回は工事の大きな変更でありますとか、次のステップであるのは多分跡地利用の問題であるとか、そういった問題が出てきたときには知事にも一緒に入ってください必要があるかなとは個人的に思っておりますが、現時点で、今日のお話もそうですが、事情やむなく変更させていただく部分とかがありますけれども、

そういった内容を、まだ知事に来ていただいて皆さんに御説明させていただくようなタイミングでもないのかなというふうに思っているところでございます。もう少しタイミングを図らせていただきたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。

住民：　そういう問題じゃない。前も言うたけど、よくしたいわけですよ。滋賀県をよくしたいわけ。こういう問題が起きて、80億もの金かけてですよ、それまでも10億近い金がかかってるでしょうし、トータルしたら90億近い金がかかっているわけです。こういう事態を招いてしまった、またそのあとの問題もたくさんありましたしね、それをおざなりにして何を新しい前進ができますか。やはりそこはきちっともう一回話をちゃんとしていかんとね。やっぱり直らんのですよ。こういう問題だけじゃないんですよ。住民監査請求の問題もある。知事の対応も。私、嘉田知事にはかなり頭に来てますんで。昔はね、あの人の問題いっぱいありましたよ。そういうこともあって、三日月さんになってからどんなふう変わったのか、何も見えてこないですよ。やはり直接話を聞いてしていかないと、前進しないと思います。絶対に、早急にそういう企画をしてください。三日月さんも調子のええときはすぐいきますよ。スポーツ選手や何々やいうて、イベント、いいほうのやったらすぐ行きます。で、忙しいってこちらには来ないっていうのは、これはちょっとわからない。やはり忙しい中でも時間とってでも行こうっていうそれぐらいの気持ちがあっても当たり前じゃないですか。金かけてやってる、これだけ皆さんも出てきてやってる。私らだってこれ大変なんです。自分の時間を犠牲にしているわけですし。やはりもうちょっと真剣に考えてください。

室長：　今厳しい御指摘をいただきましたが、今日この連絡協議会、先ほど傍聴に関する回答で設置要綱を見せていただいておりますが、知事は決してこの協議会の構成員ではございません。確かに県の代表者ではありますが、この場での県の構成員は琵琶湖環境部長、それから審議員、それから我々最終処分特別対策室の室員、職員になってございます。そういったことで、この問題に関しましては、現場を預らせていただいている私どものほうで対応させていただくということでこの協議会で現状の説明をさせていただきますし、そのことについての御意見も賜っております。そういったことで一応御理解をいただきたいと思います。その上で〇〇さんがおっしゃるような別途の意味で知事が来る必要がある、来てお話ししていただく必要がある項目が生じた場合によっては、確かに知事も来ていただく必要があるのかなというふうにも思います。それが先ほど例示させていただいたような内容だと思っております。それから、三日月知事は就任をされて、3年ちょっと前になるんでしょうか、就任されて最初の協議会のときに実際にこの場に来られまして、実際に当時の

職員の対応状況がいたらなかったというようなことも反省を込めて代表としてお詫びもされました。そういったことも受けて我々はできるだけ、過去の話はちょっと何とも言いようがないですが、可能な限り対応させていただきたく思っこの場に臨んでいるつもりでございます。知事が来ないから何も話が進まないというわけでは決してないと思っております。ただ今日お話をさせていただく以上のような内容がある場合によっては知事も来ていただいてお話をさせていただく機会もあるかと思っておりますので、現時点で少なくとも、直近の状況を御報告差し上げた時点では私が行こうかというお話は出なかったということでございます。

住民： 昔のことぶり返すようで。そちらさんが言われていることはよくわかるんですよ。それは理解しているんです。けどね、昔の、また言いますけど嘉田元知事ですけれども、住民説明会のときに皆さんから反対意見がいっぱい出て、一番最後にもう一人意見聞きますと言うて、自分で指名した。もう一人聞きますか言うてたくさんの方が手を上げた。その中で自分で指名した。そして隣の人が立ったら、いやあなた違いますよ、何々色のスーツ着た人ですと。わざわざその人を指名しました。そしてその人に自分寄りの意見を言わせた。私、その人に1か月前かに会うてんですよ。西大津の人ですよ。栗東市民違うんですよ。そういう人をわざわざ、茶番劇やったわけですよ。そして記者団に対して住民の中でもこういう意見の人もいます言うて。そしてそれを新聞に載せたわけですよ。そういうことを知事がやったわけですよ。だから知事が出るところじゃないというのはおかしい。そういうことを知事がやったわけですよ。北尾団地のときにも知事がかんでたし、いろいろ知事がかんでたわけですよ。職員の方々だけの問題じゃなかったわけですよ。やはりここは正すときは正さんといけない。やっぱり出てきていただきたい。強い気持ちですよ。引きませんよ、これは。お願いします。

室長： いずれにいたしましても今日の発言内容についてはまた知事のほうにお伝えさせていただきます。

住民： 今言ったのも言っといてください。

司会： ほか全般通しまして御意見や御質問等はございますでしょうか。
ないようでしたらこれで本日の議題は全て終了しましたので、以上をもちまして第22回旧RD最終処分場問題連絡協議会を終了させていただきます。
本日はお忙しい中、御参加いただきまして、どうもありがとうございました。